

## 第 5 8 5 回

### 東京都青少年健全育成審議会

発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

平成 2 1 年 2 月 9 日（月曜日）

午後 3 時 3 0 分開会

藤井参事 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、まだお見えになっていない委員の方もいらっしゃいますが、審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

さて、先ごろ、大麻取締法違反で逮捕されました大相撲の若麒麟が、取り調べに対して「大麻関連の雑誌を見て好奇心を持った」と供述したということでございますけれども、昨年 1 2 月に不健全図書として指定いたしました大麻の栽培方法を紹介した雑誌と、その出版社に関する記事が 2 月 4 日付けの読売新聞に掲載されましたので、御参考までに情報提供させていただきます。

2 5 歳の大人でも、正しい判断ができなかったということを考えますと、出版社の認識に疑問を感じざるを得ないところでございます。また、この大麻関係の雑誌に限らず、性的感情を刺激する図書においても、指定後の指導にかかわらず、直近で指定を受けるケースもございまして、課題の一つというふうに事務局としても考えているところでございます。

また、ネット関係のトラブルで、埼玉県の中 3 年の女子生徒が昨年 1 0 月に自殺した原因がネットいじめによるものではなかったかという報道が最近ございました。プロフィールと呼ばれる携帯電話の自己紹介サイトに書き込まれた内容を苦しめたものではないかということでございました。

こうした青少年が巻き込まれる携帯電話による事件やトラブルが非常に多く発生しておりますが、文部科学省のほうも、1 月 3 0 日に小中学校への携帯電話の持ち込みを原則として禁止するなどの取組を、各都道府県の教育委員会などに通知したところでございます。

なお、東京都の教育委員会では、国に先立ちまして、1 月 8 日に子どもの携帯電話の利用に係る取組という内容を各学校へ指導・啓発の通知をしたところでございます。

前回の審議会でもご報告いたしましたけれども、私ども青少年・治安対策本部におきましては、昨年 1 2 月 2 4 日に第 2 8 期の第 1 回東京都青少年問題協議会総会を開催いたしましたして、「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」諮問いたしました。この中で携帯電話を介したインターネットの有害情報から子どもたちを守るための環境の整備ですとか、小・中学生の閲覧に供する図書類における露骨な性表現などの課題の整理及び今後の方向性について検討が始まったところでございます。

図書類に関する課題につきましては、本青少年健全育成審議会からもご意見をいただきたいと考えておりました、後ほど 会長から改めてお話があると思いますが、委員の皆様にもご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会長、議事進行のほうをよろしくお願いいたします。

会長( ) では、ただいまから、第585回健全育成審議会を開催いたします。

初めに、本日の諮問事項につきまして、事務局からのご説明をお願いいたします。

青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

本日は、映画「彼女の名はサビーヌ」の優良映画の推奨、それから、「Lady's Comic Special A Y A」ほか、合計3誌の不健全図書類の指定でございます。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、まず議事の(1)のアの「優良映画の推奨」について、事務局からご説明をお願いいたします。

青少年課長 それでは、次第の議事内容(1)のア「優良映画の推奨」について、ご説明申し上げます。次第の1ページをお開きください。諮問第944号です。続いて3ページと4ページをご覧ください。

これは事業者から提出された申請書ですが、作品名は「彼女の名はサビーヌ」、製作者は「サンドリーヌ・ボネール」、平成21年2月中旬から渋谷アップルリンク他にて公開を予定しているものでございます。

4ページには事業者から「推奨にふさわしい理由」と「青少年の健全な育成に有益とする理由」が記載されております。

事務局では、5ページ中ほどにございます条例施行規則第2条に基づく推奨の基準に照らし、同条第一号の「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであること」、第三号の「青少年の人を慈しみ、大切に作る心を育てるものであること」及び第五号の「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うものであること」に該当するものと考え、申請どおり、高校生以上を対象として諮問するものでございます。

以上でございます。

会長 ただいまのご説明につきまして、ご質問がございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

会長 それでは、映画「彼女の名はサビーヌ」をご覧になった委員から、順次ご意見を伺いたいと存じます。

委員、お願いいたします。

委員 まず、感想からなんですけれども、ちなみに、私の住んでいる町内に3つの福祉施設があって、作業所と通所施設とグループホームがあって、障害の方が通所したりとかということを見ているんですけれども、こういう日常の出来事というのは、ほとんど知らなかった、この映画を見るまで知らなかったというのが自分でわかりました。

病院に入って、あんなに入る前と入った後の症状が違うのかという驚きもありましたけれども、子どもたちに、こういう実態を見てもらうことはいいことだというふうに思っております。対象が高校生ということでもありますし、作者が訴えたいことがストレートに伝わるかどうかというのは別にして、推奨に賛成をしたいというふうに思います。

委員 撮影した国のフランスと日本においては、自閉症に対する対応、捉え方というものが違うということは当然なのですから、私も家族に自閉症のある子どもがおりまして、そういう意味からも父親の一人としても大変関心を持って拝見させていただきました。

それから、ここにもちょっと書いてありますとおり、「自閉症を含む様々な障害を持つ人々とその家族への理解と支援が、いかに重要かということについて考えさせられる内容となっている。」と、このとおりだと思います。ここで申しましたように、日本とフランスでは制度も違いますし、社会的な理解も違いますけれども、日本の若い人たちが見ても、十分にいろいろ感じることもある映画だと思いますので、推奨でお願いいたします。

委員 私も見させていただいて、このサンドリーヌの願いどおり、こういう自閉症にかかわらず、精神的な病、ちょっと違うかもしれませんが、介護に関しても、これは国で面倒を見るべきだということが、いただいたプログラムにも書いてあるのですけれども、本当にそのとおりだと思うんですね。こちらに先生方がいらっしゃるの、ぜひそういうものに有効に税金を使っていただくためには、一生懸命働いて私も税金を払いたいなとも思いますし、そういう願いがかなうためにも、若い子たちにぜひ見てもらいたいと思います。推奨いたします。

委員 まとめてきましたので、読ませていただきます。

「彼女の名はサビーヌ」の監督でもあり、また女優でもあるサビーヌの姉サンドリーヌ・ボネールが39歳になる自閉症の妹の25年間を通して、今もなお、まだ先の見え

ない治療と社会の対応に正面から向き合いながら、賢明に介護する姿が、私自身、母親としての思いとまた重なり、レンズを通してその思いが伝わってきました。

もっと自閉症のことを多くの人に知ってほしいとボネール監督は結びの言葉に残していますが、子どもたちにも人を慈しむ心を育む上で、中高生から鑑賞してほしい映画として推奨させていただきます。

江上委員 不適切な対応で、あれだけ悲惨で取り返しのつかない状態になっていってしまうということに対して非常にショックを覚えました。自閉症も含めて発達障害はなかなかわかりにくい部分がまだまだあって、普通の子じゃなくて、ちょっと変わった子ということでは済まないような発達障害という問題を、私たちもそうですし、高校生も含めて、社会がもっと理解していく必要があるということであると、この映画の意味がすごくわかるかなという気がしますので、推奨させていただきます。

小濱委員 申請書のとおり対象が高校生です。それから、先ほど委員のほうからもお話がありましたように、自閉症を含む様々な障害を持つ人たちとその家族が置かれた状況は厳しく云々のところの理由が非常にマッチしていると思いますので、結論的には推奨ということをお願いしたいと思います。

なお、個人的な感想でございますけれども、相手が高校生、あるいは今、中学生というお話もございましたけれども、非常に考えさせる、あるいは子どもたちが非常に想像力を働かせないと、この映画の意味がわかるかなというような感想を持ちました。

当日、試写会場で配られた小冊子、こちらの推薦文の中にも書いてあります梅ヶ丘病院の市川先生等が、自閉症とかその他の障害についてのコメントをした7、8ページの小冊子を配られたと思うのですが、あれが非常にこの映画を見ていく上で参考になるかと思しますので、もし上映される会場には、ぜひこの小冊子を置いていただいて、子どもさん方に読んでいただければという希望も付け加えさせていただきます。

委員 推奨に賛成をいたします。

映画全体の前半部分は大変私にとっては見ていて退屈というか、難しくて、仕事でなければ席を立つような感じでございましたけれども、半分以上の部分で、この映画の重み、メッセージを感じることができました。特に一番最後の彼女自身がかつて若くて元気だったころの自分のVTRを見る場面において、それを見て思わず涙を流す、奇声を上げてしまうということが最も印象に残りました。推奨に賛成いたします。

委員 私も見させていたたまして、自閉症、発達障害、ひとえにまだ理解が、フ

ランスでもそうでしょうけれども、日本においてもまだまだ足りないのかなと思っております。2004年に、3障害以外で入らないので支援がないということの中で、発達障害支援法が成立いたしましたけれども、国も乗り出した、東京都もそれを受けて今乗り出しているわけですが、いまだモデル事業が4区にとどまっていたりしております、ぜひこれは私自身も、委員はご自身のお子さまがそういう状況だということも私も聞いておりましたし、ぜひ多くの方が見て理解をしていただきたい。

映画は大変厳しい映画でしたけれども、救いはサビーヌにかかわる周りの人たちが、本当に愛情を持ってかかわっている姿が非常に印象的でした。ぜひ多くの方に見ていただきたいと思います。

委員 私の順番が来るまでに、ずうっと皆さん推奨なので困りました。困りましたというのは、自閉症を含めて、この心、あるいは頭に関する部分というのは、まだまだ本当にわかっていないんだなという、知られていないんだなということが、今しばしば言われていますけれども、そのとおりの映画で、それで極端なことを言えば、フランス人にも自閉症はいるんだ。じゃ、発展途上国にもきつといるんだろうなと。そういうものへの対応でいうと、もしかすると、フランスよりは日本のほうがいいかもしれないというふうにさえ感じました。あれほど要するに劇的な、つまり外見から何から、5年ただけで変わってくるというようなことは、日本の精神病院であるのかなという、しかも、外で大丈夫ですと言われて出てきた人たちの犯罪というのも結構あります。ただ、映画としては、どうなんだろうというふうに、何らかの結論が出たわけでも、サビーヌが死んだわけでも、あるいは国の法律ができたわけでも何でもないのどうなんだろうな、これをお金をとって見せるのかなという、そういう気がしまして、私の前の半分ぐらいの方は首をかしげるかなという気はしたんですけれども、私よりは遥かに、その実態等を知っている方々が推奨ですので、推奨に反対ではありませんけれども、僕はずっと、これどうするんだろうというふうに迷いました。

これは基本的にはお金を払って見るわけで、これを見て、いい映画を見たなというふうに思う人はどれだけいるだろうなというふうにちょっと思いましたので、私は言い方で言えば、保留ですが、皆さんが賛成なら、別に反対はいたしません。

委員 私は推奨に賛成でございます。

まず、この映画は様々なハンディキャップを持たれた方に対する社会、あるいは医療、また教育のあり方に対して問題提起をされた作品だというふうに思っています。私もこ

の映画を見て、実は日本の高齢化社会のあり方ということにも共通するものがあるのかなということで、ちょっと考えさせられたところがありました。

こんなことから、先ほどもございましたように、青少年の思考力、あるいはまた観察力を養うということにも通ずるものがあると思いますので、推奨に賛成です。

会長代理 自閉症に対しては、知識の面でも誤解という面でも、私も含めて理解があまりない人もいると思うんですけども、そういう人たちに長期間のフィルムを合わせて見せるという意味で、意味がある映画じゃないかと思います。やはり、ちゃんとした専門家の措置が必要だということだと思います。ただ、自閉症だけじゃなくて、いろいろな問題に対して、いろんな要望があって劇的に物事が変わるというわけではないのでしょけれども、こういう問題があるということを多くの人に知らせるという意味で意味がある映画だと思います。推奨でいいと思います。

会長 ありがとうございます。本日は 委員がご欠席ですけれども、メッセージ、感想が寄せられておりますので、私のほうから代読をさせていただきます。

サビーヌという一人の女性が不幸な入院生活の前後で大きく変化してしまったという事実を伝えるこの映画には、たくさんのメッセージが隠れていました。自閉症という障害は後天的なものではなく、先天的な脳の障害です。しかし、置かれた状態や投薬によって、その症状が変化してしまうというのも現実なのだと思いました。入院の前と後のサビーヌの様子のアマリの違いに本当に驚きましたし、深く同情しました。自傷行為や他者への暴力がひどくなれば、家庭でその世話をするのは大変になる。適切な施設がない。実は適切な治療をしてくれない病院に長期入院させてしまうというのは、家族にとっては仕方のない選択だったのだと思います。

抗精神病薬の副作用の問題は、日本でもいろいろ議論を呼んでいます。そのことを含めて障害にあった適切なケアの必要性を強く感じました。また、現在、サビーヌが暮らすグループホームは自然に恵まれ、ゆったりとした環境にも目を奪われました。加えて女優であるサンドリーヌ・ボレーヌの社会的な活動と、それを映像で社会へ訴えるという手法にも尊敬の念を持ちました。

この映画は小さい子どもには難しい映画だと思いますが、中学生以上の子どもたちにぜひ見てもらい、障害への理解、適切なケアの必要性、薬と健康との関係など様々なことを考えてほしいと思いました。

ということは、推奨に賛成というご意見というふうに受けとめます。

私も拝見させていただきました。委員の皆様方のご意見と同様、私が一番胸を打たれたのは、てんかん発作をお持ちのお母さんがインタビューに答えて、罪悪感を感じていると、そういう発言があったときには、これは親が責任をとる問題ではない。社会として、どうケアしていくのかという問題ではないかというふうに思いました。

これは自閉症に限らず、いろいろ障害をお持ちの方については、親御さんがいつも自分の責任という感じに対応しておられるのかなと。では、親なき後どういうふうにするのだろうという大きな課題の提起ではないかというふうに考えました。

したがいまして、高校生あたりでご覧いただいて、実は学校での障害をお持ちの方への教育といいですか、そういうことも含めると、先生方にも、親御さんにも、ぜひ見ていただきたい映画だなというふうに思いまして、私は推奨に賛成という意見を述べさせていただきます。

委員から先ほど迷ったと、委員の皆さんが推奨に賛成であれば反対はしないというご意見をいただきました。

ということで、ほかの大方の委員の皆さんが推奨に賛成との意見ですが、推奨ということで答申してよろしゅうございましょうか。

(「結構です」の声あり)

会長 ありがとうございます。それでは推奨ということで答申をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。

次に、議事の(1)のイの「不健全図書類の指定」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

青少年課長 次第、議事内容(1)の「不健全図書類の指定」についてご説明申し上げます。次第の6ページをお開きください。諮問第945号です。

続きまして7ページの「諮問図書一覧表」をご覧ください。こちらに記載されました図書は、平成21年1月6日から1月30日までの間に、都内コンビニ・書店等から購入した123誌のうちから、12ページにございます条例施行規則第15条の規定による基準に基づき、指定図書類の候補として選定したものでございます。

なお、これらの図書類の過去1年間の不健全図書類の指定実績及び今回の購入場所は7ページ右欄のとおりでございます。

1冊目は、「Lady's Comic SPecial AYA(スペシャル アヤ) 2009 3月号」、平

成 2 1 年 3 月 1 日発行、発行所は株式会社宙出版でございます。こちらにつきましては、平成 2 0 年 9 月に不健全図書として指定された実績がございます。

2 冊目は、「愛の体験 Special デラックス 愛体 2009. 3月号」、平成 2 1 年 3 月 1 日発行、発行所は株式会社竹書房でございます。こちら平成 2 0 年 1 1 月に不健全図書として指定されております。

3 冊目は、「ACTION COMICS 姉以上弟未満」、平成 2 0 年 1 2 月 2 7 日発行、発行所は株式会社双葉社でございます。

今回の購入場所は、1 冊目がコンビニ、2 冊目、3 冊目は書店でございます。

続きまして、8 ページをご説明いたします。

指定基準に基づく該当箇所ですが、1 冊目につきましては、8 ページの該当箇所のごとくでございますように、3 ページから 3 2 9 ページまででございます。

2 冊目、3 冊目につきましては、全編大部分でございます。

また、該当指定基準は 3 冊とも、一号イ・ロでございます。

諮問図書類は以上でございます。

これらにつきましては、条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき、本審議会への諮問に先立ち、図書類出版業界、取次業界及び販売業界等との会議を今月 4 日に実施し、その折の意見聴取を 9 ページから 1 1 ページにとりまとめてございます。

今回の意見聴取では、1 冊目及び 2 冊目は指定非該当の意見が多かったのですが、再度事務局において慎重に検討した結果、青少年の性的感情を著しく刺激する内容であり、青少年が容易に閲覧し、入手できる販売状況にあることから、条例及び規則に規定する指定対象に該当するとの結論に達したものでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問がございましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

会長 ご質問ございませんので、図書の審査に入ります。お配りしてください。

(図書審査)

会長 それでは、ご覧いただけたようですので、各委員からご意見をいただきたいと思っております。

委員、お願いいたします。

委員 3誌とも不健全図書に指定していただければと思います。

委員 同じく3誌とも指定をお願いします。

委員 今までずっと見させていただいて、今回、ちょっと感じたのは、この Special A Y A ですか、これは最後のほうの漫画は結構かわいらしい漫画だったりして、そういうのを思うと、どういうふうに比較して考えていいのかわからないのですけれども、青少年、勉強のためとかだったら、このぐらいのはいいのかなという気が、私もまだ未成年の息子がいるんですけれども。

青少年課長 最後のページというのは、該当個所に当たっていない場所でしょうか。329ページまでということで箇所を指定しておりましたので、後ろの一、二編というのは、そういった著しい性描写がないものですので、それは該当指定箇所から除いております。

委員 でも、その本としては、もうこのまま……。

青少年課長 本はそうですね。該当箇所が何カ所であろうと、そこだけ取り除くわけにはいきませんので、その本は指定ということになります。

委員 あとの2冊は本当に指定で。

会長 では、そのようなご意見として承っておきます。

委員、お願いいたします。

委員 3誌とも不健全をお願いします。

委員 指定をお願いします。

豊岡委員 3誌指定をお願いします。

江上委員 3誌指定をお願いします。

小濱委員 同じく3誌指定をお願いいたします。

委員 3誌指定で。

委員 3誌とも指定をお願いします。

委員 3誌とも指定でいいと思います。

委員 同じく3誌とも指定でいいと思います。

委員 3誌指定で結構です。

大河原委員 同じく3誌とも指定相当と考えます。

石毛委員 3誌指定をお願いします。

五十嵐委員 諮問どおり、3誌指定をお願いいたします。

会長代理 3誌指定でいいと思います。

会長 ご意見伺いました。 委員から1番目のレディースコミックの部分についてご意見ございましたけれども、委員の大方の皆さん、3誌指定ということですので、そのように答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、3誌指定ということで答申をさせていただきます。ありがとうございます。

次に議事の(2)に移らせていただきます。事務局からの経過説明をお願いいたします。

青少年課長 それでは条例に基づく事務の施行経過についてご説明申し上げます。

お手元の次第の13ページをお開きください。前回の健全育成審議会以降、1月13日から2月8日の間に実施いたしました本審議会事務局の動きについて簡単にまとめたものでございます。

また、14ページから17ページには、平成20年度における条例の適用状況について記載してございます。内容は、4月以降の優良映画の推奨、不健全指定図書類及び不健全指定刃物の実績でございます。

次に18ページをご覧ください。都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動についてとりまとめたものでございます。

平成20年度の実績ですが、1月末現在、協力員として委嘱している方は806名、今回、調査活動された方は156名で、調査を行った店舗の数は865店でございます。

この表は各店舗において、指定図書類、表示図書類、シールどめ雑誌をはじめとした大人向けと思われる図書類について、包装、区分陳列状況について調査していただいた結果をまとめたものです。

その中で、不健全指定図書が他の図書と区分して陳列されていない旨の報告が1件ございましたので、直ちに該当店舗に対し、職員が立入調査を実施しました結果、該当する図書類はございませんでしたが、条例の趣旨に即して営業活動を行っていただくよう要請したところでございます。

また、一部の店舗においては、区分陳列等が徹底していないところがありますので、今後も職員により立入調査を行い、指導してまいりたいと考えております。

続きまして19ページをご覧ください。

都職員による書店等の立入調査及びカラオケボックス等への実態調査の状況でございます。

1番目の表、書店等立入調査におきましては、新刊書店において、不健全指定図書の扱いが不適切である店舗が1店舗ございました。また、表示図書についても新刊書店及び古書店等での取り扱いが不適切な店舗が9店舗ございましたので、その場での是正措置も含め条例を遵守するよう指導いたしました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査におきましては、表示ソフトの不適切な取り扱いをしている店舗が3店舗見受けられましたので、その場での是正措置も含め条例を遵守するよう指導いたしました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査でございますが、今回調査した7店舗においては、青少年制限掲示及び年齢確認の実施について、概ね条例遵守が図られておりました。また、インターネットカフェにおけるフィルタリングの導入は、調査した4店舗中、1店舗で図られておりました。

4番目の表、古物商の立入調査におきましては、調査した12店舗については、全て条例遵守が図られておりました。

次に20ページをご覧ください。雑誌・ビデオ類等自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。

は、1月末現在の区市町村別届出数の一覧でございます。

は、1月中における自動販売機等の届出の内訳でございます。今回は、設置届が30台、廃止届が35台提出されました。

は、1月中に実施しました自動販売機等への立入調査の結果でございます。今回の調査台数は、7台でございます。

条例第13条の5で義務化されている、買えない措置、見えない措置の状況については、7台全てにおいて実施されておりました。

また、18禁表示、設置方法の工夫といった自主規制は、調査した7台全てに実施されておりました。今後も引き続き、立入調査を積極的に実施していきたいと考えております。

条例に基づく事務の施行については、以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございませ

たらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

会長 ございませので、議事の(3)に移らせていただきます。事務局からの報告をお願いいたします。

青少年課長 その他について事務局からのご報告をさせていただきます。

都民からの申出の受付状況をご報告いたします。

次第の21ページをご覧いただきたいと思います。

申出処理期間は、1月1日から31日までに受理したものでございます。申出件数は、電話によるものが2件でございました。内容は、「東京都の淫行防止条例について」及び「不健全図書類について」でございました。

次に議事録についてでございます。前回の第584回議事録につきましては、1月下旬に委員の皆様へ郵送させていただき、内容確認をお願いいたしましたが、その確定したものを本日配付してございます。

なお、審議会議事録につきましては、行政機関の委員の方を除いて、名前などの伏字を行った議事録を配付させていただいております。

次に試写会についてでございます。次回3月の審議会に諮問予定の映画は1本でございます。題名は「子供の情景」でございます。

試写会日は、1回目が2月24日(火曜日)の午後1時から、また、2回目が3月2日(月曜日)の午後3時30分から。会場は、いずれも中央区築地の松竹試写室でございます。

今回は、開始時間が1回目、2回目で異なりますので、お間違えないようお願いいたします。お時間に多少ゆとりをお持ちの上、ご参加くださいますようお願いいたします。

事務局からの報告事項は以上でございます。

会長 ありがとうございます。ご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 ございませので、本日の議事はすべて終了いたしました。

このほかに委員の皆様方から何かご質問等ございましたら、どうぞお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

会長 ございませので、終了させていただきますが、少しこの後時間をいただきまして、冒頭に参事からお話がございましたけれども、皆様方にちょっとお願いがござい

ます。

実は「東京都青少年健全育成審議会委員各位」という2ページにわたる資料をお手元に配付させていただいておりますけれども、青少年課が事務局をされていらっしゃる青少年問題協議会におきまして、現在、インターネットの問題や青少年が閲覧する図書類や子どもが客体となる図書類について協議をされているとのことでございます。

協議会の概要につきましては、後ほど課長のほうからご説明をいただきますけれども、今後の協議の中で、当審議会の会長としての私に対して、意見を求める機会があるというご連絡をいただいております。

つきましては、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきまして、それを集約して当審議会の総意としてまとめて、私のほうから意見を述べさせていただきたいと存じますので、お忙しいところ大変恐縮ですけれども、この審議会での委員としてご活躍されている皆様方から、日ごろの審議の中でお感じになっていること等を、どのような形式でも構いません。分量もご自由ですので、文書でいただいて、私のほうと事務局とでまとめまして、協議会のほうに概要として説明をしたいと存じます。

というお願いでございます。協議会の内容につきましては、課長のほうからご説明をいただければありがたいと思います。

青少年課長 それではすみません。ちょっとお時間をいただきまして補足をさせていただきます。

会長の依頼文の2枚目の紙に「第28期東京都青少年問題協議会について」とございますけれども、略して青少協と申しますが、こちらの協議会のほうも当審議会と同じく知事の諮問機関でございます。

こちらにつきましては、1年なり2年の期間をかけまして、青少年問題に関する、主に施策について調査・審議をし、答申をいただくものでございます。

昨年、12月24日に第28期というのが設置されまして、「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」という知事からの諮問事項について、約1年かけて検討いただくこととなっております。

主な審議内容につきましては、「1 審議内容」とあるところがございますが、まず、インターネットの問題、こちらについても大きな問題でございますので、審議いただくほか、図書の問題についても、最近の問題について審議いただこうと思っております。

図書の問題としましては、そちらの 印の具体的な検討事項というところございま

すが、まずは「小・中学生を対象とした図書における露骨な性描写について」ということで、こちらは以前、平成19年9月の審議会でも話題に上がったことがございましたが、一般都民や、青少年健全育成協力員の方々などからご指摘を受けることがたびたびございました。いわゆる小・中学生向け、少年向け・少女向けの漫画などで、性的行為が露骨に、あるいはある意味賛美されたような形で描かれているというような事象についてでございます。

現在、こういったものについては指定の基準には該当せず、本審議会に諮問するには至らないので、私どもといたしましても、特段諮問候補図書として挙げることもなく、また業界の方の自主規制というのも、そういう意味では小・中学生向けということでは、ほとんど講じられてはいないと思うんですけれども、ものを見て親御さんがびっくりして通報してくるといった、そういったようなものでございます。

また、「児童を性的に描写したグラビアやコミックについて」でございますが、こちらはコミックなどの場合は、漫画やアニメは児童ポルノのようなもの、また、グラビアと申しますのは、10歳にも満たないような子どもの水着や下着姿などを扇情的に撮影したようなもので、ジュニアアイドルであるとか、妹アイドルみたいなことで言われているようなものを想定してございます。

漫画やアニメの児童ポルノのようなものというのは、物によっては露骨な描き方のものも多いので、成人向けでないような場合には、概ね指定基準にも該当することがございますので、時折、指定の対象にもなってくることがございます。後者につきましては、そういったグラビアのものについては、一応衣服は着けておりますので、なかなか指定基準にもなじまないことが多く、審議の俎上には上ったことはないように思います。

そのほか「青少年の閲覧に供する図書類に掲載された成年向け広告物について」ということで、広告の問題も条例の中には有害広告指定というのがありますが、そういったものはわりと外の立て看板というか、ビルボード的なものが、多分、想定されておりますので、青少年向けの雑誌などに出会い系などアダルト向けの広告が載っているような問題など、そういったことも中で審議していただく予定でございます。

先ほど会長のほうからお話がありましたように、こちらの青少協のほうで年度明けになると思いますが、5月ごろに会長からヒアリングをさせていただきたいというふうに予定しておりまして、その内容としては、2番目にあります青少年健全育成審議会への意見聴取、「青少年健全育成条例の運用の現場から見た図書の自主規制について」とい

うことで、こういったことをヒアリングさせていただきたいということが予定されております。

事務局からの補足といたしましては、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただいたような次第でございます。お忙しいとは思いますが、先ほどお願いいたしましたように、どうぞ協力をよろしくお願いいたします。

皆様方の意見を取りまとめた上で、私のほうから、どのような意見の内容とするのかにつきましては、また次の審議会でまとめた後で皆様にお諮りをしたいと存じます。

この審議会の意見を青少協のご審議の参考にしていただきまして、何らかの形で反映させていただければというふうに考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からのお願いは以上でございます。

ほかに何かございますでしょうか。

では、次の審議会は3月9日の月曜日でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時20分閉会